



計画の基本方向

① 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

① 計画策定の趣旨

近年、障害のある人の高齢化と障害の重度化が進む中で、障害福祉ニーズはますます複雑多様化しており、すべての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

本市では、「障害者自立支援法」及びその改正を受けた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき『豊中市障害福祉計画』を策定し、3年ごとに改定してきました。平成30年(2018年)3月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行を受けて新たに『豊中市障害児福祉計画』を加えた『第5期豊中市障害福祉計画・第1期豊中市障害児福祉計画』（以下「前計画」という。）を策定し、障害福祉サービス、障害児福祉サービス等が身近な地域において提供されるよう、計画的に推進してきました。

このたび、前計画の計画期間が令和2年度(2020年度)をもって終了することから、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により『第6期豊中市障害福祉計画・第2期豊中市障害児福祉計画』（以下「本計画」という。）を策定し、障害福祉サービス等の具体的な成果目標と活動指標を設定し、その達成方策を明らかにしていきます。

② 国や大阪府の動向

前計画の策定に前後して、国においては、障害のある人に関わる様々な制度の改革に向けた検討が進められ、多くの関係法令が可決・成立しました。

また、社会経済情勢は絶えず変化を続けており、障害の重度化や重複化、「8050問題」に代表される障害のある人本人やその家族を中心とした主に介護を担う人の高齢化と親なき後の支援、増加が続いている医療的ケア児や発達障害児への支援の充実、難病患者など様々な障害のある人への対応の強化が求められています。

近年の法制度の制定・改正状況を概括すると、次のようになります。

第五次障害者長期計画の 基本目標	国における法令等の制定・改正
一人ひとりが尊重され、 ともに生きる社会	<ul style="list-style-type: none"> ●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行（平成28年(2016年)） ●成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行（平成28年(2016年)）
一人ひとりが輝くための 自立と社会参加	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害者支援法の改正（平成28年(2016年)） ●障害者の雇用の促進等に関する法律の改正（平成30年(2018年)・令和2年(2020年)） ●障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行（平成30年(2018年)） ●視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行（令和元年(2019年)）
支えあい安心して 暮らせる地域生活	<ul style="list-style-type: none"> ●精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正（平成28年(2016年)） ●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の改正（平成30年(2018年)） ●社会福祉法の改正（平成29年(2017年)・令和3年(2021年)） ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正（平成31年(2019年)・令和3年(2021年)）

大阪府においては、令和3年度(2021年度)を始期とする「第5次大阪府障がい者計画」（第6期障がい福祉計画と第2期障がい児福祉計画の内容を含む）の策定が進められており、障害福祉施策のより総合的・計画的な推進に向けて各種の取組みが実施される予定です。

(2) 計画の位置づけと期間

① 計画の位置づけ

『第6期豊中市障害福祉計画』は障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、『第2期豊中市障害児福祉計画』は児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、本市では障害児・者の支援において、ライフステージに応じた切れ目のない支援に向けた取組みを一層進めるため、『豊中市障害福祉計画』と『豊中市障害児福祉計画』を一体のものとして策定します。

また、本計画は、国が令和2年(2020年)5月に示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「国の基本指針」という。)、大阪府が令和2年(2020年)10月に示した「第6期市町村障がい福祉計画及び第2期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」(以下「大阪府の基本的な考え方」という。)の内容をふまえるとともに、豊中市のまちづくりの基本方針である『豊中市総合計画』、『豊中市地域福祉計画』や『豊中市障害者長期計画』等の上位計画、及び他の関連計画との整合性を図り策定します。

本計画の位置づけを概括すると、次のようになります。

本計画の位置づけ

	第6期豊中市障害福祉計画	第2期豊中市障害児福祉計画
根拠法令	障害者総合支援法	児童福祉法
位置づけ	障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画
計画期間	令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)	
計画の内容	○令和5年度(2023年度)までの成果目標と活動指標を設定 ・訪問系サービス ・日中活動系サービス ・居住系サービス ・相談支援 ・地域生活支援事業 ○サービス提供体制の確保のための関係機関との連携	○令和5年度(2023年度)までの成果目標と活動指標を設定 ・障害児通所支援 ・障害児相談支援 ○障害児支援の提供体制を進めるための整備

豊中市総合計画

豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針※

豊中市地域福祉計画

豊中市
健康づくり
計画

豊中市高齢者
保健福祉計画・
介護保険事業計画

豊中市第五次
障害者長期計画
第5・6期障害福祉計画
第1・2期障害児福祉計画

豊中市
子育て・
子育て
支援行動
計画

人権文化、教育、
都市基盤等の分野別計画、
マスタープラン、
ビジョン、基本方針、
推進指針など

第五次障害者長期計画

障害のある人に関わる施策の基本方向
を分野ごとに明らかにする。

第5・6期障害福祉計画
第1・2期障害児福祉計画
(障害者長期計画における生活支援施策に
ついての実施計画的な位置づけ)

根拠法：障害者基本法
(第11条)

根拠法：障害者総合支援法
(第88条)
児童福祉法
(第33条の20)

※『豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針』は計画ではないが、この方針の考えをもとに各分野計画に活かすものであることから、ここへ位置づけている。

② 計画の対象

本計画における「障害」とは、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法の定義に従い、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、その他の心身の機能の障害（政令で定める難病などによる障害を含む）をさすものとし、また、「障害児・者（障害のある人）」とは、障害及び社会的障壁※により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をさすもので、いわゆる障害者手帳の所持者には限られません（個々のサービスを見た場合には、一定等級以上の障害者手帳の所持を求めるものもあります）。

また、行政施策上の対象としての「難病」は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、①発病の機構が明らかでなく、②治療方法が確立していない、③希少な疾病であって、④長期の療養を必要とするものと定義づけられています。

本計画では、国の法令の考え方に沿って、難病のある人についても「障害児・者（障害のある人）」に含まれるものととらえ、市民意識調査結果の個別属性に関する部分や難病のある人に対象を限定した施策・事業などを除いて、「障害のある人」に文中の表現を統一しています。

*** 豊中市における「障害」の表記について ***

豊中市の障害者施策に関わる「障害」の表記については、障害のある人本人、家族などの支援者、関係団体、障害福祉に関わる施設・事業者など、多くの方からご意見をいただくとともに、庁内体制である障害者施策推進本部（現、障害者施策推進連絡会議）、また条例設置の審議会である障害者施策推進協議会において表記のあり方について検討を重ねてきました。

その結果、平成21年(2009年)12月に開催した障害者施策推進協議会において、

1. 「障害」の害に漢字を用いることは、障害のある人が生きにくくなっている社会的なバリア、障害があることを明確にするために必要である。
2. 「ひらがな」にして言葉の印象を変え、問題を見えにくくしている。
3. 障害のある人が社会で生活し、その人も社会も不便さを感じなくなれば「障害」という言葉がなくなる。
4. 大阪府は「障害」の言葉の意味と、障害当事者の意見を聞くなど議論を深めることなく表記をひらがなにした。

との意見があり、豊中市ではこれをふまえ、「障害」の表記については、従前のまま漢字による表記を引き続き用いることとしています。

※社会的障壁：障害のある人が社会的生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行のこと。

③ 計画期間

本計画は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間を計画期間とします。また、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
総合計画	第4次総合計画					
地域包括ケアシステム推進基本方針	地域包括ケアシステム推進基本方針					
地域福祉計画	第3期	第4期地域福祉計画				
子育て・子育て支援行動計画	子育て・子育て支援行動計画		第2期子育て・子育て支援行動計画			
障害者長期計画	第五次障害者長期計画					
障害福祉計画	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
障害児福祉計画	第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画		

② 計画の基本的な考え方

本計画の推進にあたっては、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」の策定に向けて示された国の基本指針や大阪府の基本的な考え方をふまえるとともに、本市の障害者施策の基本方向を示す計画である『豊中市第五次障害者長期計画』で掲げている基本理念、施策の基本目標等の実現に向けて、障害福祉サービス等の提供及び提供体制の整備推進に努めていくこととします。

なお、国の基本指針で市町村が取り組むこととして示された内容のうち、「地域共生社会の実現に向けた取組」、「障害者の社会参加を支える取組」、「障害者等に対する虐待の防止」、「障害を理由とする差別の解消の推進」、「利用者の安全確保に向けた取組」等については、『豊中市第五次障害者長期計画』の推進を通じて取り組んでいくこととします。

めざすべき目標像

互いを認め支えあい、だれもが輝けるまち

施策の基本目標（抜粋）

1 一人ひとりが尊重され、ともに生きる社会

(1) 相談支援

障害種別や施策分野に応じた専門的な相談機能の充実を図り、身近な地域における相談支援体制づくりに努めていくため、相談支援の質の向上及び相談窓口の周知を図っていきます。

(2) 権利擁護

サービス利用をはじめ、障害のある人の意思決定を支援するため、成年後見制度の利用促進等の権利擁護の推進に取り組むとともに、障害者虐待の防止及び虐待通報等に対し適切に対応します。

また、政策決定の場への参画等、障害のある人個々の個性、有する知識・技能・体験等を豊中市全体や各地域のまちづくりに最大限活かしていきます。

(3) 障害者差別解消の取組・啓発交流

(略) (※施策の概要をP. 142に掲載)

2 一人ひとりが輝くための自立と社会参加

(1) 療育・教育

平成28年(2016年)9月に策定した「障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」に示す「めざす姿～すべての子どもが、地域社会の一員として自分らしく豊かに生き、子どもと家庭が地域で主体的に社会生活を営む」の実現に向け、「気づく」、「つなぐ」、「支える」の3つの基本姿勢のもと取組を進めます。

地域の学校・こども園・幼稚園・保育所等と支援学校、療育関係機関などの緊密な連携のもとに、障害の状況や特性などに応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、障害のある子どもと障害のない子どもが、お互いを尊重し支えあう「ともに学び ともに育つ」保育・療育・教育の推進を図ります。

また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談、指導の実施に努めます。

(2) 雇用・就労

各種制度の活用を通じて民間企業・事業所での雇用を積極的に促進し、企業と連携しながら障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、就労後の職場定着を支援していきます。

また、豊中市自らも障害のある人の雇用や就労体験の機会の充実に努めます。

これとともに、一般企業などへの就職が困難な人を対象とする働く場、活動場の充実など、関係機関と多様な形態の就労の場の確保に努めるとともに、福祉的就労についての人の工賃向上に努めていきます。

(3) 生涯学習、文化・スポーツ活動

(略) (※施策の概要をP. 141に掲載)

3 支えあい安心して暮らせる地域生活

(1) 保健・医療

(略)

(2) 自立した生活の支援

障害のある人の心身の状況やニーズを的確に把握し、生涯を通じて一貫したきめ細かな支援ができるよう、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもとに生活支援施策、障害福祉サービスの一層の充実、事業所の質の向上に努めていくために、利用者が主体的に障害福祉サービスを選択できる支援を充実していくとともに、福祉サービスの質の向上及び量の確保を図っていきます。

(3) 生活環境

(略)

(4) 地域福祉の充実・生活安全対策

(略)

本市においては、持続可能な開発目標SDGs（エスディージーズ）に基づいた施策展開を図っており、全17の目標分野のうち、本計画は「目標1 貧困をなくそう」、「目標3 すべての人に健康と福祉を」、「目標4 質の高い教育をみんなに」、「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」、「目標8 働きがいも経済成長も」、「目標10 人や国の不平等をなくそう」、「目標11 住み続けられるまちづくりを」、「目標16 平和と公正をすべての人に」、「目標17 パートナーシップで目標を達成しよう」の9分野に関わる施策内容を含んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



また、本市では、新型コロナウイルス感染症拡大による危機を変革の契機ととらえ、デジタル技術の活用により新たな価値創造と変革を進め、豊中の【暮らし・サービス】【学び・教育】【仕事・働き方】を変えていく『とよなかデジタル・ガバメント宣言』を令和2年(2020年)8月に発出するとともに、今後3か年の具体的な取組みと到達目標を示す『とよなかデジタル・ガバメント戦略』を9月に取りまとめました。

今後はこの戦略に基づき、オンライン手続きの拡充やワンストップ化、各種相談・会議等のオンライン化、教育・福祉・産業など各分野におけるICTのさらなる活用、多様な市民によるデジタル機器・技術の活用支援など、誰一人取り残されることのない社会を実現する取組みを進めていきます。

